

佐賀県告示第3号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県国土整備部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年1月9日

佐賀県知事 山口祥義

1 河川の名称

一級河川六角川水系富岡川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和8年1月9日

3 廃川敷地等の位置

武雄市武雄 5605-5地先、5608-28地先、5616-14地先及び5622-2地先並びに昭和201-26B

4 廃川敷地等の種類及び面積

(1) 種類 土地

(2) 面積 864.74 平方メートル